

毎週火、金曜日発行(但休日にあむときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇ 条例

目次

- 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル
条例の一部を改正する条例
- 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例
- 鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条
例
- 職員との給与に関する条例の一部を改正する条
例
- 職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改
正する条例
- 鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正す
る条例
- 特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改
正する条例
- 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する
条例
- 職員等の旅費に関する条例の特例に関する
条例の一部を改正する条例
- 鳥取県農業振興審議会設置条例
- 鳥取県木炭検査条例の一部を改正する条例

条 例

鳥取県観光総合審議会設置条例の一部を改正
する条例
鳥取県大阪通勤寮使用料条例を廃止する条例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一
部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十六年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル

ル条例の一部を改正する条例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大
正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のよう
に改正する。

第二十五条ノ二第一項中「労働福祉事業団」の下に「
及森林開発公団」を加え、「事業団」を「事業団等」に、

「当該事業団」を「当該事業団等」に改める。
第二十五条ノ第二項及び第三項中「事業団」を「事業団等」に改める。

附 則

この条例は、昭和三十六年四月一日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十六年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号イ中「二、四六二人」を「二、五二八人」に、同条同項同号ロ中「一六七人」を「一七二人」に、同条同項第九号中「九六人」を「七四人」に改め、同条第二項中「職員」の下に「及び休職中の者」を

加える。

附 則

この条例は、昭和三十六年四月一日から施行する。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十六年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する

条例

鳥取県警察職員定員条例(昭和三十三年三月鳥取県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

第二条 職員は、次に掲げるとおりとする。

- 一 警察官 六九〇人
- 警 視 二四人
- 警 部 四五人

警部補、巡查部長

二一〇人

巡 査

(警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む)

四二一人

二 一般職員

一六一人

計

八五一人

第二条第二項中「警察官」を「職員」に改める。

附 則

この条例は、昭和三十六年四月一日から施行する。

職員は、昭和三十六年四月一日から施行する。
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十六年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第六号

職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例

職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項中「管理職手当」の下に「初任給調整手当」を加える。

第七条の二の次に次の一条を加える。

(初任給調整手当)

第七条の三 科学技術に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難と認められる職で人事委員会規則で定めるものに新たに採用された職員には、採用の日から三年以内の期間、月額二千元をこえない範囲内の額を、採用の日から一年を経過することとその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前二項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委

員会規則で定める。
別表第七中「上中山小学校関見分校」を「上中山小学校萩原分校」に改める。

附 則

この条例は、昭和三十六年四月一日から施行する。ただし、別表第七の改正規定は、昭和三十五年十一月一日から適用する。

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十六年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第七号

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を

改正する条例

職員の特務勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

十八 らい予防業務従事職員の特務勤務手当
第九条第二項ただし書中「二千円」を「四千円」に改める。

第十六条第三項中「二十五円」を「三十円」に、「二千円」を「二千四百円」に改め、同条第五項及び第七項中「七十円」を「八十五円」に改める。

第十八条第二項中「六千円」を「七千五百円」に、「五千五百円」を「六千五百円」に、「五千円」を「六千円」に、「四千円」を「四千五百円」に改める。

第二十二条を第二十三条とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

(らい予防業務従事職員の特務勤務手当)

第二十二條 らい予防業務従事職員の特務勤務手当は、らい予防に従事する職員がらい予防法(昭和二十八年法律第二百四十四号)の規定に基づき、患者について立入調査し、らい療養所に入所するように勧奨若しくは強制し、又はらい汚染場所及び物件を消毒し、若しく

は廃棄する作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき四十八円とする。

附 則

この条例は、昭和三十六年四月一日から施行する。

鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を

ここに公布する。

昭和三十六年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第八号

鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正

する条例

鳥取県職員退職手当支給条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「次条」を「第八条」に改め、同条に次の一項を加える。

第十条の規定による退職手当の額を計算する場合に

おける勤続期間の計算については、前十一項の規定により計算した在职期間に一月未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。

第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二 職員(知事等を除く。)のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫及び国家公務員等退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百五号)第九条の二に規定する法人のうち知事が定めるものに使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。)となるため退職(第四条又は第五条の規定による退職手当に係る退職を除く。)をし、かつ、引き続き公庫等職員として在職した後引き続き再び職員(知事等を除く。)となつた者の前条第一項の規定による在职期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

前項の規定の適用を受ける職員が退職した場合におけるその者に対する第三条から第五条まで又は第六条の三の規定による退職手当の額は、第三条から第五条まで及び第六条の三の規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に、第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

一 その者が第三条から第五条まで又は第六条の三の規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

二 その者が前項の退職をした際に支給を受けた退職手当の額その計算の基礎となつた給料月額に対する割合(職員としての引き続いた在職期間中に当該退職を二回以上した者については、それぞれの退職に係る当該割合を合計した割合)

第十条第一項を次のように改める。

第十条 勤続期間六月以上で退職した職員が退職の日の

手当の外、その差額に相当する金額を同法の規定による失業保険金の支給の条件に従い退職手当として支給する。

第十条第二項中「退職手当の額を失業保険金の日額を「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当の額をその者につき失業保険法の規定により計算した失業保険金の日額(以下「失業保険金の日額」という。)」に改め、同条第三項中「退職手当の支給」を「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当の支給」に、「失業保険金の日額に第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる日数を乗じて得た額」を「同項に規定する失業保険金の額」に改める。

第十条第四項を次のように改める。

第一項又は前項の規定による退職手当(以下「失業保険金に相当する退職手当」という。)の支給を受ける資格(以下「受給資格」という。)を有する者が、退職の日の翌日から起算して一年内に再び職員となり、退職した場合において、新たに受給資格を有すること

翌日から起算して一年の期間(その者が失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)第二十条の三第一項に規定する場合の公共職業訓練に相当する公共職業訓練を受ける場合において、当該公共職業訓練を受け終わるべき日がその一年の期間を経過した日以後の日であるときは、その日までの期間)内に失業している場合においては、その者がすでに支給を受けた一般の退職手当及び前条の規定による退職手当の額が、その者を同法の規定による離職の日以前一年間に被保険者期間が通算して六月以上であつた者と、その者の勤続期間を同法の規定による離職の日まで引き続き同一事業主に被保険者として雇用された期間(勤続期間が一年未満である者については、同法の規定による離職の日まで引き続き同一事業主に被保険者として雇用された期間が一年未満である者については、同法の規定による離職の日以前一年間の通算した被保険者期間)とみなして同法の規定を適用した場合に同法の規定によりその者に支給することができる失業保険金の額に満たないときは、当該退職

となつたときは、その退職の日以後は、前の受給資格に基づく失業保険金に相当する退職手当は、支給しない。

第十条第五項を同条第十一項とし、同条第四項の次に次の六項を加える。

前項の場合において、前の受給資格に係る基準日数(第一項の規定に基づき失業保険法第二十条第一項又は第二十条の二第二項若しくは第二項の規定を適用した場合にこれらの規定により失業保険金を支給することができる日数をいう。以下同じ。)からすでに支給を受けた一般の退職手当及び前条の規定による退職手当の額を失業保険金の日額で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた数)に等しい日数(以下「待期日数」という。)及び失業保険金に相当する退職手当の支給を受けた日数を控除した日数(その日数が新たな受給資格に係る退職の日の翌日から前の受給資格に係る失業保険金に相当する退職手当の支給を受けることができる期間(以下「受給期間」という。))の満了する日までの日数から前の受給資

格に係る待期日数の残日数(待期日数から、前の退職の日の翌日から再び職員となつた日までの失業の日数を控除した日数をいう。)を控除した日数をこえるときは、新たな受給資格に係る退職の日の翌日から前の受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数から当該待期日数の残日数を控除した日数)が、新たな受給資格に係る基準日数をこえるときは、新たな受給資格に基づく失業保険金に相当する退職手当の算定の基礎となる第一項の失業保険金の額の算定については、当該日数にそのこえる日数を加算した日数を、基準日数とみなして、失業保険法(第二十条の第三項に係る部分を除く。)の規定を適用するものとする。

受給資格を有する者が就職するに至つた場合において、必要があると認められるときは、就職に要する費用を退職手当として支給することができる。ただし、就職するに至つた日の前日における失業保険金に相当する退職手当の支給残日数が当該受給資格に係る基準日数(前項の規定の適用を受ける者については、同項

の規定により基準日数とみなされる日数とし、失業保険法第二十条の四第一項の規定による措置が決定された場合には、これらの日数に当該措置に基づき失業保険金に相当する退職手当を支給することができる日数を加算した日数とする。以下同じ。)の二分の一未満である者については、この限りでない。

前項の規定による退職手当(以下「就職支度金に相当する退職手当」という。)の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 就職するに至つた日の前日における支給残日数が当該受給資格に係る基準日数の三分の二以上である者 失業保険金に相当する退職手当の五十日分に相当する額

二 就職するに至つた日の前日における支給残日数が当該受給資格に係る基準日数の二分の一以上三分の二未満である者 失業保険金に相当する退職手当の三十日分に相当する額

前二項に規定する支給残日数は、受給資格を有する

者につき、当該受給資格に係る基準日数から当該受給資格に係る待期日数及び失業保険金に相当する退職手当の支給を受けた日数を控除した日数(その日数が、就職するに至つた日から当該受給資格に係る受給期間の満了する日までの日数から当該受給資格に係る待期日数の残日数(待期日数から、当該受給資格に係る退職の日の翌日から就職するに至つた日までの失業の日数を控除した日数をいう。)を控除した日数をこえるときは、就職するに至つた日から当該受給資格に係る受給期間の満了する日までの日数から当該待期日数の残日数を控除した日数)をいう。

就職支度金に相当する退職手当は、失業保険法第二十六条の二第一項に規定する就職支度金の支給の条件に従い支給する。

就職支度金に相当する退職手当があつたときは、第一項又は第三項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する額のこれらの規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - 2 改正後の鳥取県職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)第七条第十二項及び第十条の規定は、昭和三十五年四月一日から適用し、附則第四項による改正後の鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和二十九年二月鳥取県条例第六号)附則第九項の規定は、昭和三十四年四月一日以後の退職による退職手当について適用する。
 - 3 新条例第十条第一項又は第三項の規定の適用については、昭和三十五年四月一日において、現に、同日前に公共職業安定所の指示した公共職業訓練を受けている者は、同日に公共職業安定所の指示した公共職業訓練を受けている者とみなす。
 - 4 鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和二十九年二月鳥取県条例第六号)の一部を次のように改正する。
- 附則第九項中「(その退職の際に軍人軍属であつた

ものを除く。)を削り、「国家公務員等退職手当暫定措置法施行令」を「国家公務員等退職手当法施行令」に改め、「大蔵省令」の下に「(以下本項において「大蔵省令」という。)」を加え、「退職させられたものが」を「退職させられたもの(先に職員として在職し、終戦に伴い昭和二十年八月十五日以後これらの措置により公職につくことを禁ぜられた日前においてその者の意思によらないで退職した者のうち、これらの措置の適用を受けたもので、その禁ぜられた日(その禁ぜられた日前に再び職員となつた者については、その再び職員となつた日)の前日までの間に他に就職しなかつたものを含む。)」がに改め、「就職が制限されなかつた職員」の下に「(大蔵省令で定める者を除く。)」を加え、「百二十日以内に職員となつた場合」を「百二十日以内(大蔵省令で定める者については、その退職の日後これらの措置が解除された日前の期間内を含む。)」に再び職員となつた場合」に改める。

5 鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和三十三年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項各号列記以外の部分中「第三条から第五号まで及び」を「第三条から第五号まで及び第七号の二並びに」に改め、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第七条の二の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「第三条から第五号まで又は第六条の三」とあるのは「第三条から第五号まで若しくは第六条の三又は鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和三十三年十二月鳥取県条例第四十九号。以下「条例第四十九号」という。)」附則第二項第一号から第五号まで」と、「第三条から第五号まで及び第六号の三」とあるのは「第三条から第五号まで及び第六号の三並びに条例第四十九号附則第二項第一号から第五号まで」と、同項第一号中「第三条から第五号まで又は第六号の

三」とあるのは「第三条から第五号まで若しくは第六号の三又は条例第四十九号附則第二項第一号から第五号まで」とする。

附則第二項第六号中「第五号まで」の下に「及び第七条の二」を加える。

附則第三項中「第五号まで」の下に「、第七条の二」を加え、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 前項第五号の二の規定により適用する第七条の二の規定に該当する退職 その者につき同号(死亡により退職した者にあつては、同号及び条例第六号附則第十五項)の規定により計算した退職手当の額と第七条の二第二項の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額

附則第三項第三号中「又は第五号」を「、第五号又は第七条の二」に改める。

特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十六年四月一日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第九号
特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の旅費等に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「議会の議員には千五百円、」を「議会の議員で招集地(昭和二十八年六月三十日現在における市町村の区域とする。)に居住する者(以下「招集地居住者」という。)には千円、招集地から五十キロメートル未滿の地に居住する者(招集地居住者を除く。)」には千五百円、招集地から五十キロメートル以上の地に居住する者には二千円、」に改める。

別表を次のように改める。

二 移 転 料

区 分	鉄道五十 キロメ ートル未 満	鉄道五十 キロメ ートル 以上百 キロメ ートル未 満	鉄道百 キロメ ートル以 上三百 キロメ ートル未 満	鉄道三百 キロメ ートル以 上五百 キロメ ートル未 満	鉄道五百 キロメ ートル以 上千 キロメ ートル未 満	鉄道千 キロメ ートル以 上千 五百 キロメ ートル未 満	鉄道千五 百 キロメ ートル以 上二千 キロメ ートル未 満	鉄道二千 キロメ ートル 以上 以
一等級の職務にあ る者	三、三〇〇円	一、八〇〇円	一、六〇〇円	二、〇〇〇円	二、五〇〇円	三、〇〇〇円	三、五〇〇円	五、〇〇〇円
二等級の職務にあ る者	二、四〇〇円	一、三〇〇円	一、一〇〇円	一、五〇〇円	二、〇〇〇円	二、五〇〇円	三、〇〇〇円	四、〇〇〇円
三等級の職務にあ る者	一、六〇〇円	一、一〇〇円	一、〇〇〇円	一、三〇〇円	一、八〇〇円	二、三〇〇円	二、八〇〇円	三、五〇〇円
四等級の職務にあ る者	一、〇〇〇円	〇、七〇〇円	〇、六〇〇円	〇、九〇〇円	一、二〇〇円	一、五〇〇円	一、八〇〇円	二、二〇〇円
五等級以下の職務 にある者	〇、七〇〇円	〇、五〇〇円	〇、四〇〇円	〇、六〇〇円	〇、八〇〇円	一、〇〇〇円	一、二〇〇円	一、五〇〇円

備考 路程の計算については、水路一キロメートル、陸路四分の一キロメートルをもつてそれぞれ鉄道一キロメ
ートルとみなす。

附 則

- 1 この条例は、昭和三十六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出
発した旅行については、なお、従前の例による。

* 職員等の旅費に関する条例等の特例に関する条例の一
部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十六年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十一号

職員等の旅費に関する条例等の特例に関する

る条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例等の特例に関する条例(昭
和三十四年三月鳥取県条例第十号)の一部を次のように
改正する。

第三条を削る。

附 則

- 1 この条例は、昭和三十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行の日以後に出発する旅
行から適用し、同日前に出発した旅行については、な
お、従前の例による。

鳥取県農業振興審議会設置条例をここに公布する。

昭和三十六年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十二号

鳥取県農業振興審議会設置条例

(設置)

第一条 鳥取県農林水産業の振興を図るため、鳥取県農
業振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、鳥取県の農林水
産業の基本施策について調査審議する。

2 審議会は、前項に関する事項について必要があると
認めるときは、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ
当該各号に定める数の範囲内において、知事が委嘱し、
又は任命する。

- 一 県議會議員 三人
- 二 市町村長 二人
- 三 農林水産業団体の役員 一〇人
- 四 学識経験者 四人
- 五 県の職員 一人

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、

会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、昭和三十六年四月一日から施行する。

鳥取県木炭検査条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十六年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十三号

鳥取県木炭検査条例の一部を改正する条例

鳥取県木炭検査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号を次のように改める。

三 試験研究用に供するため又は品評会、共進会、博覧会等に出品するため若しくは木炭の生産者がみずから生産した木炭を第一号に掲げる用途以外の用途として使用又は消費するため知事の許可を受けた場合

附 則

この条例は、昭和三十六年四月一日から施行する。

鳥取県観光総合審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十六年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十四号

鳥取県観光総合審議会設置条例の一部を改正する条例

正する条例

鳥取県観光総合審議会設置条例(昭和二十八年一月鳥取県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「委員十五人以内」を「委員二十人以内」に

改める。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

(部会)

第八条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に所属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県大阪通勤寮使用料条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和三十六年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十五号

鳥取県大阪通勤寮使用料条例を廃止する条例

